

MIC Ministry of Internal Affair and Communications

## 平成 21 年 3 月 31 日

# 行政評価等プログラム

【平成21年度以降】

〈ポイント〉

- 〇 本行政評価等プログラムは、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施す るため、平成21年度からの中期的な業務の基本的な取組方針を定めるもの
- 今回のプログラムは、引き続き年金記録問題への対応が極めて重要となっている状 況も踏まえて策定
- 行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式により見直し・改定

行政評価局の業務・・・ 政策評価 2 行政評価·監視

独立行政法人評価 4 行政相談及び年金記録問題への対応

## 行政評価局の役割と取組方針

行政評価局は、政府部内にあって行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

## 🚹 政策評価

政策効果を把握・分析して評価を行い、政策の見直し・改善を推進

- 政策評価制度の推進
- ・総務省が行う統一性・総合 性確保評価
- ・各府省が行った政策評価の 点検

## 2 行政評価·監視

各府省の業務の実施状況 を調査し、その結果に基づ いて勧告等を行うことに より、行政の運営及び制度 の改善を推進

## ③ 独立行政法人評価

政策評価・独立行政法人評価 委員会に付与された権限の 行使を補佐することにより、 独立行政法人評価の客観的 かつ厳正な実施等を確保

## 4 行政相談及び年金記録問題への対応

国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、必要なあっせんを行うことにより、その解決や実現を促進

また、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、あっせんを行うことにより、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、 年金制度に対する信頼を回復



- ○重要対象分野の選定等及び 重要対象分野に係る評価の 実施の推進
- ○規制の事前評価の実施の推 進
- ○政策評価の結果の予算要求等政策への的確な反映の推進
- ○国民の安全・安心の確保等 政府の重要行政課題の解 決の促進や簡素で効率的 な行政の確保に重点を置 いた行政評価・監視の実施
- 〇早急に改善を要するもの については、機動的に実施
- ○政策評価・独立行政法人評価委員会が行う、独立行政法人等に係る評価に関する評価活動等を的確に補佐し、同委員会の機能を最大限に発揮



- ○行政相談事案の的確な処理の推進
- 〇行政相談委員への支援強化、関係機関等との連 携及び行政相談に関する広報活動の充実
- 〇年金記録確認第三者委員会における個別事案の 迅速な処理の推進
- ※年金記録確認第三者委員会は、政令に基づき、 年金記録に対する国民の信頼回復を図るため、 中央と地方(全国に50か所)に設置

## 政策評価

## ◆ 政策評価の推進

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議 決定)に基づき、重要対象分野について、選定等の意見を述べ るとともに、関係府省における評価の実施を推進

平成20年度に経済財政諮問会議から提示のあった重要対象分野

- ① 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険
- ② 医師確保対策

なお、19 年度の重要対象分野である少子化社会対策関連施策 (①育児休業制度、②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組、③子育て支援サービス)及び若年者雇用対策について、フォローアップを実施

(19 年度の重要対象分野のうち、農地政策については、新たな施策に係る 所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施)

## ◆ 各府省が行った政策評価の点検

各行政機関が実施した政策評価について、

- 〇 目標の設定、評価基準の明確化など、評価として備えるべき水準の点検(やり方点検)
- 評価の妥当性に疑問を生じた場合、評価の内容に踏み込み 点検(内容点検)

## ◆ 総務省が行う統一性・総合性確保評価

国民の安全・安心の確保、環境問題への対応等政府として統一 的又は総合的な対応を要する重要課題について評価を実施

#### 平成 21 年度

### ○児童虐待の防止等

(顕在化が著しい児童虐待の防止等に係る政策評価)

- ○世界最先端の「低公害車」社会の構築(\*)
- ○配偶者からの暴力の防止等(\*)
- ○バイオマスの利活用(\*)

#### 平成 22 • 23 年度

### 〇ヒートアイランド対策

(都市に特有の環境問題である「ヒートアイランド現象」 の緩和等に関する政策評価)

## 〇食育の推進

(食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加等の問題に対する食育の推進に関する政策評価)

## 〇<u>法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の</u> 養成

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の 養成に関する政策評価)

(\*)を付したテーマは、現在実施中のもの

## 行政評価・監視

## ◆ 平成 21 年度の実施予定テーマ

生活者・消費者の立場からの国民の安全・安心の確保に資するために実施するもの

〇薬物の乱用防止対策(需要根絶対策)

(大学生など広範囲に逮捕者が生じている薬物の乱用防止に係る各府省の取組状況等を調査)

○製品の安全対策

(死傷事故などが発生しているガス湯沸器等の消費生活製品に関する安全確保の状況を調査)

〇気象行政

(局地的な大雨等の防災気象情報の提供等の状況を調査)

〇ホームページのバリアフリー

(各府省のホームページにおける高齢者や視覚障害者等に対する配慮の状況等を調査)

- ○食品表示の適正化(\*)
- ○貸切バスの安全確保(\*)
- ○社会資本の維持管理及び更新(道路橋の保全等)(\*)

効果的・効率的な行政運営の確保に資するために実施する もの

〇食品流通対策(流通コスト縮減)

(生鮮農産物などに係る物流の効率化等の流通コスト縮減の取組状況を調査)

〇ITによる地域活性化等関連施策

(ITによる地域活性化等のための各府省の施策(情報通信基盤の整備支援等)の実施状況を調査)

〇在外公館

(在外公館の業務の実施体制、設置効果等を調査)

〇職員研修施設 (概況調査)

(各府省の職員に対する研修の実施状況、研修用施設の設置・運営状況等を調査)

○雇用保険二事業(\*)

(\*) を付したテーマは、現在実施中のもの

### ◆ 上記以外の取組

- ○重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に関し、必要に応じ行政評価・監視の実施
- 〇国民からの苦情、事故・災害等を契機とした緊急の諸課題に関する行政評価・監視の機動的実施
- 〇地域における行政上の問題の具体的改善を図るための必要な行政評価・監視の実施

## 独立行政法人評価

- ◆ 政策評価・独立行政法人評価委員会が行う、以下の活動を的確に補佐
- 〇主要な事務・事業の見直し
  - ・独立行政法人等の中期目標期間終了時における勧告の方向性の審議
- 〇業務実績に関する二次評価
  - ・独立行政法人等の業務実績評価の結果について調査審議
- ○国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実等
- ◆ 上記調査審議活動の一環として、平成21年度に取り組むもの
  - 〇平成21年度に中期目標期間が終了する独立行政法人等(※)について、勧告の方向性の審議
    - ※ 国立公文書館、日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、年金積立金管理運用、産業技術総合研究所、 日本高速道路保有・債務返済機構、日本司法支援センター
  - 〇平成 21 年度末に中期目標期間が終了する国立大学法人等について、教育研究の特性や文部科学省における検討状況を踏まえた的確な見直しの実施
  - ○独立行政法人の業務実績に関する二次評価において、政府方針等を踏まえた厳格なチェックの実施

## 行政相談及び年金記録問題への対応

### ◆ 行政相談の的確な処理と一層の利用の促進

- 〇行政相談事案の的確な処理の推進
- 〇ワンストップで相談を受け付けている総合窓口の充実、大規模災害発生時の被災者ニーズに応じた特別相談活動の実施等
- 〇行政相談委員に対する支援強化、行政相談委員制度の在り方見直し結果の反映
- ○行政相談の利用を促進するための広報活動の充実
- ○諸外国・地域のオンブズマン関係者との連携強化

## ◆ 年金記録問題への対応

- ○年金記録確認第三者委員会における個別事案の迅速な処理の促進
  - (※)年金記録確認第三者委員会は、政令に基づき、年金記録に対する国民の信頼回復を図るため、中央と地方(全国の管区 行政評価局・行政評価事務所 50 か所)に設置
    - 〇年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者 (無年金者を含む。以下同じ。) からの申立てを優先的に処理する こととする。
    - 〇平成20年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。
    - 〇申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

## [本件連絡先]

総務省行政評価局総務課

総務課長:新井豊(内線9163)

政策評価審議室長:羽室雅文(内線9671)

(政策評価部分)

評価監視企画官:龍宮克宏(内線9154)

(行政評価·監視部分)

電話 代表:03-5253-5111

直通:03-5253-5407

※ インターネットでのお問い合わせについては、以下の総務省HPで受け付けております。 https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html